

京都市上下水道局告示第31号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和6年10月23日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都府綴喜郡井手町大字井手小字西垣内14番地2

株式会社 小藪設備

代表取締役 小藪 智孝

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都府綴喜郡井手町大字多賀小字新造21番地1-A から

京都府綴喜郡井手町大字井手小字西垣内14番地2 に変更

(上下水道局下水道部管理課)